

成年年齢が引き下げになりました

＼18歳から“大人”に！／

成年年齢が2022年4月から引き下げになりました。変わることで、変わらないこと、暮らしにどのような影響があるのか考えてみましょう。

▶成年年齢はいつから変わるの？

民法の改正により、2022年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に変わります。そのため、現在18歳、19歳の方は2022年4月1日に新成人となります。2004年4月2日以降生まれの方は、18歳の誕生日に成年となります。



Q なぜ成年年齢が引き下げられたの？

A 選挙権年齢や投票権年齢を18歳に定めるなど、18歳、19歳にも国政の重要な判断に参加してもらうための政策が進められてきました。市民生活に関する基本法である民法でも、18歳以上を大人として扱うのが適当ではないかと議論がされ、成年年齢が引き下げられることになりました。

▶成年になる何が変わるの？

民法が定めている成年年齢は、「**一人で契約をすることができる年齢**」という意味と、「**父母の親権に服さなくなる年齢**」という意味があります。

18歳

になったら
できること

●親の同意が無くても契約できる

・携帯電話の契約 ・クレジットカードを作る ・ローンを組む ・1人暮らしの部屋を借りる

●10年有効のパスポートを作る

●国家資格を取得する

●結婚

・女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に引き上げられ、**男女とも18歳になりました。**

●性同一性障害の人が性別の取扱いの変更審判を受けられる

20歳

にならないと
できないこと

●飲酒・喫煙

●競馬・競輪・オートレース・競艇の投票券を買う

●養子を迎える

●大型・中型自動車免許の取得（普通自動車免許は従来通り18歳から取得可能）



▶トラブルに注意！

成年に達すると親の同意が無くても自分で様々な契約ができるようになりますが、その責任を負うのも自分自身となります。知識がないまま契約を交わすと消費者トラブルに巻き込まれる可能性がありますので、悪質な商法に注意することが大切です。

【相談先】消費者ホットライン ☎188（いやや）

千葉県消費者センター☎047-434-0999

